

白井市スポーツ少年団補助金交付要綱

所管課

生涯学習課

1 補助金の名称

白井市スポーツ少年団補助金

2 補助金交付の目的

スポーツ活動を通じ青少年の心身の健全育成を図るため。

3 用語の定義

白井市スポーツ少年団とは、白井市の少年少女及び指導者から成る各種スポーツ団体で構成する団体組織をいう。

4 補助対象

- ①白井市スポーツ少年団団員登録、指導者登録をしている者であること。
- ②白井市の少年少女及び指導者から成る各種スポーツ団体で構成する団体組織であること。

5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

6 補助額（率）

別紙に定める額とし、33万円を限度とする。

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

平成13年4月1日

9 補助金の終期

令和10年3月31日

10 改正履歴

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
春季交流大会	報償費	2分の1
秋季交流大会	報償費	2分の1
学年末駅伝大会 卒団式	報償費	2分の1
表彰	報償費	2分の1
専門部大会	報償費	2分の1
郡交流大会負担金	負担金	2分の1
郡市連絡協議会負担金	負担金	2分の1
登録負担金	負担金	2分の1
研修費	交通費	2分の1
郡交流大会弁当代	食糧費	2分の1